

各計画(骨子案)に対する意見とそれに対する県の考え方

1 募集期間

平成29年1月6日(金)から平成29年2月6日(月)まで

2 意見の件数

3名、88件

(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画(骨子案)《34件》

意見の内容	意見に対する県の考え方
○鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関すること(11件)	
<p>現状の鳥獣保護区(81箇所)、特別保護地区(33箇所)の全て及び休猟区(19箇所)について、その内容詳細を全て一覧表とし、地図上図示も含めて記述した資料を掲示すべきと考えます。</p>	<p>本計画(骨子案)は、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業」を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)に基づき策定しています。国の示した計画様式例では、本計画期間内に期間更新する鳥獣保護区27箇所、再指定する特別保護地区9箇所及び指定する休猟区19箇所のみ一覧表として掲載することになっており、その内容詳細や地図上図示の記述は必要としていません。</p>
<p>鳥獣保護区の指定・変更の説明の中に「生息地」という記述が散見されますが、「生息地」かどうかの判断はかなり難しいと思われます。多数の専門家の意見を聴いた上で、特に希少鳥獣については保護の重要性から極力「生息地の可能性がある」「生息のために重要な地域と思われる」という「生息地」の拡大解釈をもって設定すべきと考えます。</p>	<p>本計画は、基本指針で定める指定区分により設定しています。</p>

<p>県内海域でカンムリウミスズメ（絶滅危惧Ⅱ類（環境省カテゴリー））を確認されたと言う報道を時折見かけますが、既指定鳥獣保護区にはその海域は含まれていないと思われませんが理由をご説明願います。県として長期的な調査を実施しているかどうか、していないならその理由を明記願います。</p>	<p>カンムリウミスズメは、国の天然記念物に指定され文化財保護法で保護されています。</p> <p>なお、山口県レッドリストの改訂作業を行っており、カンムリウミスズメを含む希少鳥獣の調査を行っています。</p>
<p>鳥獣保護区と特別保護地区の指定について、新規指定や拡大縮小は無しとのことだが各種鳥獣の生息が新たに確認される場合や現状の生息状況の変化が確認される場合は、的確な新規指定や変更の実施をお願いしたい。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>生息する鳥獣の種類が特に重要と思われる地域については、鳥獣の種類も記載すべきと思われます。</p>	<p>本計画は、基本指針に基づき策定することされており、国の示した計画様式例では、鳥獣の種類の記事については必要ありません。</p>
<p>当項目にて「第二種特定鳥獣」「第二種特定鳥獣管理計画」という語句が登場し、その後も多数見かけますが、当語句の具体的な説明が見受けられず説明の追加をお願いします。</p>	<p>「第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項」（33ページ～）において説明しています。</p>
<p>休猟区について、現状から増加・減少いずれかなのか確認できません。当該内容確認できるような資料への修正をお願いします。</p>	<p>休猟区の指定は、鳥獣保護区等の期間更新・再指定と異なり、すべて新規指定となります。休猟区の現計画の指定計画は35箇所、第12次計画では19箇所となっています。</p>
<p>指定期間に一部誤記があります。</p>	<p>指定期間の一部誤記について修正しました。</p>
<p>鳥獣保護管理員等は期間中増減無しとなっていますが、現状との増員又は人数維持いずれかが分かる資料への修正をお願いします。</p>	<p>現計画でも81鳥獣保護区について46鳥獣保護管理員で管理しており、人員の変更はありません。</p>

<p>調査、巡視等管理の方針は、管理の充実に努めるとしているが、場合によっては調査拡大・詳細調査が必要な場合も考えられます。その際の管理員臨時増員について言及した内容の資料への修正をお願いします。</p>	<p>計画している人員で管理の充実に努めます。</p>
<p>制札は専門用語・行政用語であり一般的用語ではないと思われる。語句変更または説明追加をお願いします。</p>	<p>制札（標識）と表記しました。</p>
<p>○鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関すること（1件）</p>	
<p>実施内容は毎年度別に定める、との事で適正に運営されると思います。「生産体制は確立」との事ですので骨子案として現在までの状況も掲示しておくべきと考えます。</p>	<p>現計画では年度ごとの放鳥数を定め実施しましたが、本計画では年度ごとに狩猟資源としての必要性や対象鳥獣の生息状況など効果を検証したうえで実施することとしており、放鳥数の事前の想定は行っておりません。</p>
<p>○鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関すること（2件）</p>	
<p>内容は専門的要素が多いと考えます。関係者・専門家の意見の上で作成されたと思いますので適正な運用をお願いします。</p>	<p>許可基準に基づき適正に運用します。</p>
<p>第9表・第10表は15～22ページの記述に関係した表と思われますが、どう関係しているのか、また表自体も分かり難いと感じます。表と記述の関係の明確化のため資料の修正をお願いします。</p>	<p>第9表については許可権者、鳥獣別に許可基準を表として整理したものです。第10表については表記のとおり「その他特別の事由の場合」で捕獲の目的別に整理したものです。</p>
<p>○特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関すること（5件）</p>	
<p>当該区域を地図上図示した資料を掲示すべきと考えます。</p>	<p>本計画は、基本指針に基づき策定することとされており、国の示した計画様式例に従って作成しているため掲示しません。</p>

<p>第11表と第12表の関係が不明瞭、前述の表記ととの整合性が取れていない。同様の表記「特別保護地区」については再指定についても「指定計画」の表に記載しているが第11表には記載されていない。記載状況再確認の上で必要であれば修正をお願いします。</p>	<p>特別保護地区指定計画の再指定は第3表の本計画期間に指定する特別保護地区欄に含まれる一方、特定猟具使用禁止区域指定計画の再指定は第11表の既指定特定猟具使用禁止区域(A)の欄に含まれるため記載していません。</p>
<p>特定猟具使用禁止区域の①銃猟に伴う危険を予防するための区域について、区域拡大の計画が記述されていますが、区域拡大を予定しているのであればその理由を明記すべきと考えます。②静穏を保持するための地区③わな猟に伴う危険を予防するための地区について、地区指定がないならばその旨明記すべきと考えます。</p>	<p>第5の1の(1)の方針に該当する地域であり、個別に理由は明記しません。 ②③地区の指定がない旨明記しました。</p>
<p>40年以上前の指定を一部踏襲するような対応は適切では無いと感じます。ニホンジカの繁殖状況にもよりますが、適切な対応、制限区域の見直しの実施をお願いします。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>法第15条第2項に基づき指定する鉛製銃弾使用禁止区域の地図表記の実施が必要と考えます。</p>	<p>本計画は、基本指針に基づき策定することとされており、国の示した計画様式例では地図は必要書類でないため、添付しません。</p>
<p>○鳥獣の生息状況の調査に関すること(2件)</p>	
<p>カンムリウムスズメ及びツバメの飛来について、継続的な調査の実施をお願いします。当項目内も記述をお願いします。また、状況の変化(貴重種の発見、従来種の生息状況の激変)の際の追加・詳細調査の実施に関する記述が乏しいと感じます。当項目内に記述願います。</p>	<p>山口県レッドリスト改訂作業を行っており、希少鳥獣を含め鳥獣の調査を実施しています。また、各調査は状況に応じて実施内容を検討しており、改めて記載はいたしません。</p>

<p>県内に鳥獣保護区は81箇所ありますが、第25表の鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査は1～3箇所/年の実施となっています。総数に対して調査箇所数が極端に少ないと感じますが、調査箇所数の増をご検討願います。</p>	<p>指定及び管理状況に関する調査は、特別保護地区に再指定する前年度に当該鳥獣保護区について、表記のとおり指定効果を調査するものであり、変更はいたしません。</p>
<p>○鳥獣保護事業の実施体制に関すること（12件）</p>	
<p>各年間計画において、他事業・計画との関係から通年ではない施策を除いて、通年での実施の検討をお願いします。また、通年ではなく期間を設けての実施となる施策については、期間を限る理由を明示願います。</p>	<p>各研修計画については、対人に関する研修となることからある程度の時期を特定する必要があります。</p>
<p>保護及び管理の担い手の育成及び配置について、狩猟人口の増加を図るのは喜ばしいことですが、有害鳥獣捕獲をする人員の勧誘、判断、手続き等の一切を既存の狩猟者団体（猟友会等）の責任者に一任しすぎていると感じる。狩猟者個人の責任において有害鳥獣捕獲に関わる登録や申請を行ったほうが円滑なのではないかと感じます。</p>	<p>狩猟者登録等、個人で各種手続きは行えます。</p>
<p>有害鳥獣捕獲事業における銃器の使用においては、原則二人以上での活動を求められているが、銃猟者が数名しかいないような地区もあり難しいのではないかと感じる。また、多人数での巻狩りを行っていない地域や、県のガイドラインに沿った空気銃でのカワウ等の駆除においては現実的ではないと感じるが如何か。</p>	<p>本計画で定める事項ではありませんが、ご意見としてお伺いします。</p>

<p>普及啓発について、①地域住民の自家栽培や庭木等への被害は頻発しているが小規模であるため被害状況の把握に結びついていない。②中型の四足歩行獣が住宅の庭等にまで侵入しているが、一般住民では攻撃性が高いとされるアライグマやテン等と、タヌキ、キツネ等との見分けがつかず、人身被害等の危険性を読み取れていない。③地域住民に鳥獣被害発生時の相談先が全く浸透しておらず、被害状況の把握に結びついていない。以上について、特に高齢者世代への情報普及を図るために市報等の紙面媒体を検討してみてもは如何でしょうか。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>探鳥会の開催は、愛鳥週間にあわせての開催と思われませんが、普及啓発活動であれば愛鳥週間以外にも開催すべきと考えます。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>法令の普及徹底について、普及徹底は通年で実施すべき内容と感じます。</p>	<p>法の改正により追加・変更された事項については、その都度、周知徹底を図ります。</p>
<p>当項で「事務所（単位）「ブロック」という語句使用されていますが、説明が無いと思われるので、管轄地域を表す県内当該地域の地図上図示が必要と感じます。</p>	<p>本計画は、基本指針に基づき策定することとされており、国の示した計画様式例では、地図は必要書類でないため添付しません。</p>
<p>鳥獣保護管理センターは県内に1施設とありますが、現状のセンター対応状況が分からない事もあります。「広い県内で1箇所が良いのか」と感じます。センター増設が無理であれば「準ずる施設」の設置の検討が必要と感じます。上記内容の追加記述をお願いします。</p>	<p>鳥獣保護管理センターと協力獣医師による対応を行っているところであり、増設等は考えていません。</p>

<p>「愛鳥林」「自然観察公園」が1箇所ずつかどうか不明確であり、事実を明示し記述追加をお願いします。また場所・範囲を地図上図示した資料を掲示願います。また、整備年度はそれぞれ40年前、15年前となっています。新たな指定が必要なのではと感じますがいかがなものでしょうか。</p>	<p>表35表のとおり、各1箇所ずつです。本計画は、基本指針に基づき策定することとされており、国の示した計画様式例では、地図は必要書類でないため添付しません。新たな指定に関するご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>愛鳥モデル校の記述がありますが、現行「愛鳥モデル校」一覧表を資料として明示すべきと感じます。</p>	<p>学校等の個別の取組について、具体的な名称は記載しないこととしており、一覧表の明示は行いません。</p>
<p>愛鳥モデル校に対する支援内容とされる施策は、特に愛鳥モデル校で無くとも県内全学校に対して実施すべき内容と感じます。施策の拡大と「愛鳥モデル校であるからこそその施策」の検討実施をお願いします。施策の記述追加をお願いします。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>普及という表記が散見されますが、県民への「普及」等が必要な場合は、県民の多くが所属する「大企業」への通知連絡指導広報・協力要請を効果的持続的に実施されますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>○その他に関すること（1件）</p>	
<p>資料の不備不足・施策の不足があるのではと強く感じます。また、専門用語・行政用語の使用が散見されます。記述追加・語句説明追加の上で資料再掲示県民意見募集をお願いします。</p>	<p>パブリック・コメントの再実施は行いません。</p>

(2) 第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画（骨子案）《17件》

意見の内容	意見に対する県の考え方
○これまでの取組みに関すること（2件）	
<p>「これまでの取組み」は年を追っての記述となっているが、「計画策定の背景」で記述されている重要事項の記載漏れがあると感じる。[例]2014年の日本クマネットワークの指摘、2014年の法改正</p>	<p>島根県・広島県・山口県の3県の取組みを記述したものです。</p>
<p>記述は、年別・県別の年表表形式の表記があれば分かりやすいと思います。</p>	
○特定鳥獣の保護の目標に関すること（6件）	
<p>表1のデータは表だけでは分かり難くなっているため、比率のグラフ表示が必要と思います。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>表1、図2のデータは「第5回自然環境基礎調査」によるとのことですが、調査が16年前の国の古いデータである。クマの生態確認のためには植生の変化も含めて重要である。同等の調査を国がいつ行うのか、3県共同で同等の調査を行う予定があるのか明示すべきではないか。</p>	<p>第5回自然環境基礎調査の項目ごとに、1kmメッシュの欄は2104～2015年の調査での数値を記載したものであり、データとして古いものではありません。</p>
<p>分布域全体の面積が明示されていますが、県の計画案である以上、県内の分布域の情報の情報も必要と思う。</p>	<p>西中国地域ツキノワグマ個体群を対象とした計画であり、必要ありません。</p>
<p>島根県、広島県、山口県の県境沿いの西中国山地脊梁部の525 km²と記述があるが、図4に図示されていると思うが文中にその旨明記したらどうか</p>	<p>(図4中央部)と明記しました。</p>
<p>図9、10は縦軸長さを広く取った折れ線グラフの方が分かりやすいと思います。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>表5の数値表示は、小数点以下桁をそろえセル内左寄せとすべきです。</p>	<p>表5について修正しました。</p>

○特定鳥獣の個体群管理に関すること（3件）	
放獣の是非等を判断するためには、「何処で捕獲され何処で放獣したか」を何らかの方法で地図上明示した資料が必要と考える。	西中国地域のツキノワグマは、国が「絶滅の恐れがある地域個体群」とし、狩猟禁止措置を行っています。このため、捕獲された場合は、学習放獣を行っていきます。
捕まったクマを学習放獣するのはやめていただきたい、逆効果だと思います。人間は敵だと認識してしまうのでは、手負いの状態となったクマが人間を襲う可能性は非常に高まると思います。また、奥山に放獣してもクマの餌の木の実ができる雑木林が非常に少なく里に戻ります。放獣した場所を公表して責任を持って管理してください。	また、放獣を行う個体には耳標を付け識別できるようにし、西中国地域である島根県・広島県と情報交換も行います。 今後とも、ツキノワグマの本来の生息域である奥山で生息密度が高まるよう誘導し、人間との棲み分けを図っていきます。
「除去個体の処分等について」捕獲したツキノワグマは適切に処分とあります。報道では「殺処分」と伝えられていますが、その具体的方法・その後の処理について具体的な内容を明記すべきと感じます。	ツキノワグマが捕獲（錯誤捕獲含む）された場合は、捕獲後の対応等についてその都度公表しています。
○普及啓発に関すること（1件）	
ツキノワグマに関する啓発は、その生息域・出没地域だけでなく、自然環境教育とあわせて広く県民に実施すべきであるが、その点の記述が乏しいと感じます。	ご意見について、参考とさせていただきます。
○その他特定鳥獣の保護のために必要な事項に関すること（1件）	
実施体制が図示されているが、矢印で示されている「報告・意見」「情報公開・指導」等は可能な限り常時実施、または速やかに実施をお願いします。また協議会、科学部会の開催頻度を明示すべきと感じます。	協議会、科学部会の開催については、年度により開催頻度が異なるため明記しません。

○その他に関すること（４件）	
「ツキノワグマ管理活動指針」「問題グマ判断指針」の記述について、全文が巻末に記載されていますが、その旨本文中に明示いただきたい。また、これら「指針」がいつ何処の責任で作成されたものかが不明、作成主体・作成年を明示いただきたい。	「ツキノワグマ管理活動指針」と「問題グマ判断指針」は、本計画の一部として県が作成したものです。
「用語解説」があるのはありがたいが、掲載語句を再度精査の上、本文中に「巻末の用語解説に詳細な記載がある」旨分かるような標記をお願いします。	「用語解説」については、計画巻頭の目次で記載してあるので本文中では明記しません。
図と同様全ての表に通番付記をお願いします。	全ての表について通番付記しました。
地図については範囲が山口県その他、島根県・広島県を含む表記のため、細かく分かり難い表記となっている。図（表）については別資料とし「図を大きく分かりやすく記載した上で本文からの確認しやすい資料」とすべきと感じますので、記述変更をお願いします。	ご意見について、参考とさせていただきます。

（３）第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（骨子案）《６件》

意見の内容	意見に対する県の考え方
○管理の目標等に関すること（２件）	
表１「生息地域の土地利用状況及び林野率」表２「市町別樹種別民有林面積」の記述は、地図上図示を追加すべき項目と感じます。	お示しのデータは計画に関連する背景指標であり、地図上への表示は省略します。
管理フローの図示がありますが、計画-施策実施-把握-評価検討→フィードバックの一連の流れがどの程度の頻度で行われるか不明確です。	計画については、５年後の終了時に実施状況等を評価し、個別の施策については、毎年度見直します。

○鳥獣の数の調整に関すること（４件）	
<p>「狩猟者の状況」の記述では「減少」「高齢化」の記述があり、その対策（狩猟者の確保・育成）について記述があります。</p> <p>県として必要と考える狩猟者数の具体的な数字を提示した上で施策を実施すべきと感じます。</p>	<p>狩猟者の減少は、少子高齢化という外的要因が大きく、狩猟者数の具体的な数値目標の設定は困難です。</p>
<p>狩猟者確保については、（大）企業への通知広報の効果的・継続的实施を御検討願います（従業員・OBの参加の促進）。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>ニホンジカを一定数捕獲し続けるには、『ニホンジカの「利用価値」を高める』必要もあると考えます。</p> <p>上記点県としても何らかの施策を実施すべきでは無いでしょうか。</p>	<p>持続的な捕獲を実施する観点からも、ジビエ等の利活用に向けた衛生的な処理技術の普及、消費拡大に向けた普及啓発、必要とされる施設整備への支援に努めてまいります。</p>
<p>単に「ニホンジカの管理/被害防止・捕獲」と捉えるのではなく、「地域（主に中山間地域）の維持・復興」の対策の中の一環としての「鳥獣対策」の施策実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>

（４）第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（骨子案）《８件》

意見の内容	意見に対する県の考え方
○管理の目標等に関すること（４件）	
<p>「生息環境（の変化と現状）」の記述がありますが、自然植生（の変化）、森林の現状、耕作地利用状況（の変化）は地図上図示すべき項目と感じます。また表２はグラフ表示を併記した方が分かり易いと感じます。</p>	<p>お示しのデータは計画に関連する背景指標であり、地図上への図示やグラフ表示は省略します。</p>
<p>生息域は「県内全域」となっておりますが、この中でも特に生息密度の高い地域等のデータはないのでしょうか。もしあるのならば地図上図示していただきたい。</p>	<p>新たに目撃情報に基づく分布図を掲載しました。</p>

<p>図2「推定された生息個体数」は、表題（図上部）と図説明（図下部）が重複しております。また、当該個体数は3ページの記述から中国地方のものであり、其の点図説明に明示しないと「山口県」と御認識される恐れがあります。</p>	<p>図2について、図上部表題を削除の上、図下部表題を修正しました。</p>
<p>イノシシ管理フローの図示がありますが、計画-施策実施-把握-評価検討→フィードバックの一連の流れがどの程度の頻度で行われる不明確です。</p>	<p>計画については、5年後の終了時に実施状況等を評価し、個別の施策については、毎年度見直します。</p>
<p>○鳥獣の数の調整に関すること（4件）</p>	
<p>「狩猟者の状況」の記述では「減少」「高齢化」の記述があり、其の対策（狩猟者の確保・育成）についての記述があります。</p> <p>県として必要と考える狩猟者数の具体的な数字を提示した上で施策を実施すべきと感じます。</p>	<p>狩猟者の減少は、少子高齢化という外的要因が大きく、狩猟者数の具体的な数値目標の設定は困難です。</p>
<p>狩猟者確保については、（大）企業への通知広報の効果的・継続的实施を御検討願います（従業員・OBの参加の促進）。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>イノシシを一定数捕獲し続けるには、『イノシシの「利用価値」を高める』必要もあると考えます。県としても何らかの施策を実施すべきでは無いでしょうか。</p>	<p>持続的な捕獲を実施する観点からも、ジビエ等の利活用に向けた衛生的な処理技術の普及、消費拡大に向けた普及啓発、必要とされる施設整備への支援に努めてまいります。</p>
<p>単に「イノシシの管理/被害防止・捕獲」と捉えるのではなく、「地域（主に中山間地域）の維持・復興」の対策の中の一環としての「鳥獣対策」の施策実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>

(5) 第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画（骨子案）《9件》

意見の内容	意見に対する県の考え方
○管理の目標等に関すること（3件）	
<p>「カワウの県外からの飛来」に言及している箇所が何箇所かあります。県外からの飛来も重要項目であるなら、特に隣接県（島根・広島）の調査状況も明記すべきと感じます。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>図2のねぐら・営巣地位置図の中に、（消失）が何箇所か見られます。単なる移動による消失か、環境の変化によるものなのか、調査検討すべきでは、と感じますが如何なものでしょうか。（消失）理由（推定）を明示した資料、理由明示は不要と判断したのならばその理由を明示すべきと感じます。</p>	<p>理由を追記しました。</p>
<p>「カワウの羽毛や食肉に利用価値がなく、狩猟の対象鳥獣として魅力がないことが、捕獲羽数が増加しない原因と言われている」との記述があります。一定数の捕獲が今後も必要であるならば、県として利用価値の開発も実施すべきと考えます。</p>	<p>捕獲カワウの有効活用方策について調査研究を進めることとしています。</p>
○鳥獣の数の調整に関すること（5件）	
<p>前計画に存在したエアライフル捕獲隊の実施計画はどうなったのか。又、廃止したのであれば理由は何か。</p>	<p>平成26年度から28年度まで個体数調整事業を実施しましたが、他からの飛来により、生息数の減少には繋がらないことや、国の方針では、捕獲など個体数管理ではなく、ねぐら等の個体群管理が重要とされています。</p> <p>このため、管理の目標を個体数から、ねぐら・営巣地・営巣数に変更いたしました。今後も、エアライフルについては捕獲手法の一つとして検討していきます。</p>

<p>奨励金制度は現在も導入されている話は聞くが、有害鳥獣捕獲奨励事業等に係る補助金交付要綱には含まれておらず、カワウのみは漁協側の予算であると聞く。あまり情報が普及しておらず内水面漁協が発表しているものも見受けられなかったが、市のHP等に記述するほうが良いのではないかと感じる。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>PDCAサイクルによる管理実施が図示されておりますが、当サイクルの実施頻度（PDCA実施の期間）について記述が見当たらない気が致します。別項に記述がある場合も、当図にも明記が必要と考えます。上記内容の追加記述をお願いします。</p>	<p>計画については、5年後の終了時に実施状況等を評価し、個別の施策については、毎年度見直します。</p>
<p>「個体数管理の目標ねぐら 14カ所、営巣地、3カ所、営巣数 300 巣以下」の記述がありますが、この数字は直近の調査結果よりいずれも少ないものとなっております。ねぐら・営巣地の減については、どこを対象とするのか、または具体的箇所は今後の判断なのか明示が必要と感じます。</p>	<p>事前調整の結果、実施可能な箇所から着手するため、現時点では明示できません。</p>
<p>「高齢化等により狩猟者が減少していることから、あわせて捕獲の担い手の確保・育成に努める。」とあります。まずは希望者を募る。希望者の発掘が必要となると考えますが、企業への通知広報・協力要請を継続的に実施することが必要と考えます（OB含む）。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>

○その他管理のために必要な事項に関すること（1件）	
<p>高性能空気銃を活用した個体数管理の検討は、前計画のエアライフル捕獲隊とは別の運用を検討しているのか。高性能空気銃は従来のポンプ式、中折れ式ではなく、ハイパワーPCG式空気銃（以後PCG）であると考えますが、これは最近になって普及し始め、ベテラン狩猟者には浸透していない面もある。装薬銃に比べて高額であるため、県内の担い手候補は限られてくると思うがどう考えているのか。PCGの想定は30m～100m超の遠距離射撃のため全国的に射撃練習場が乏しい現状である。既存の射撃場への整備の援助等は出来ないものか。</p>	<p>高性能空気銃の性能や汎用性及び普及の程度などを調査研究していきます。</p> <p>なお、射撃場の整備の支援については考えていません。</p>

（6）第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（骨子案）《11件》

意見の内容	意見に対する県の考え方
○管理の目標等に関すること（11件）	
<p>「生息環境（の変化と現状）」の記述がありますが、自然植生（の変化）、森林の現状、耕作地利用状況（の変化）は地図上示すべき項目と感ずります。また、表2はグラフ表示を併記した方がわかり易いと感ずります。</p>	<p>お示しのデータは計画に関連する背景指標であり、地図上への図示やグラフ表示は省略します。</p>
<p>図1、図2の「群れ分布図」は、当時の土地利用分布・植生分布と重ね合わせたの表示が必要と感ずりますがいかがなものでしょうか。（同時期意見募集実施他「計画（骨子案）」ではその様な図を拝見しております。）</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>

<p>「捕獲方法はほとんどの市町で銃器および小型捕獲檻を実施しており、近年では、中型・大型の捕獲檻・柵を導入しているところも多くみられる。くくり罠により捕獲を実施している市町は非常に少ない。」という記述があります。当記述を裏付ける様なデータの提示/グラフ表示が必要と感じます。[例（あくまで例）]直近の捕獲数における捕獲方法別比率（の円グラフ）。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>表3の「市町別の捕獲数の推移」はグラフ（折れ線グラフ）図示併記すれば、自治体別の捕獲量の差・捕獲数推移の変化の違いが分かりやすくなると感じます。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>「主な被害作物は野菜、果樹、水稲、イモ類等」とあります。当記述を裏付ける様なデータの提示/グラフ表示が必要と感じます。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>「ほとんどの市町で有害鳥獣捕獲、追い払いが実施されている。また、一部ではあるが、モンキードッグを導入している市町もある。その一方で、集落ぐるみでの追い払いや、複数の対策を組み合わせた総合的な被害対策（誘引物除去+緩衝帯整備+追い払い+防護柵 など）に取り組んでいる自治体は少ない。」とあります。具体的な実施市町を明示すべきと感じます。</p>	<p>個別の取組について、市町名の記載はしません。</p>
<p>サル管理フローの図示がありますが、計画-施策実施-把握-評価検討→フィードバックの一連の流れがどの程度の頻度で行われるか不明確です。</p>	<p>計画については、5年後の終了時に実施状況等を評価し、個別の施策については、毎年度見直します。</p>

<p>「狩猟者の状況」の記述では「減少」「高齢化」の記述がある一方で、狩猟者登録数・狩猟免許保持者についての記述が見当たりません。県として必要な狩猟者数の維持・確保についての施策が必要、施策が不要と判断するのであればその理由の明示が必要と感じます。</p>	<p>ニホンザルは非狩猟鳥獣であること及び計画の目標が捕獲数ではなく、個体群の加害レベルを低下させることであり、特に狩猟者登録者数及び狩猟免許保持者数について、記載する考えはありません。</p>
<p>狩猟者確保については、(大)企業への通知広報の効果的・継続的实施を御検討願います(従業員・OBの参加の促進)。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>「一部ではあるが、モンキードッグを導入している市町もある。」という記述がありますが、鳥獣の数の調整に関する事項以降に「モンキードッグ」の記述が見当たりません。導入市町での効果の確認、「効果有り」であれば導入の促進を図るべきと感じます。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>
<p>「モンキードッグ」以外の具体的対策についても、地域環境の差があるとはいえ、特定地域に試験的導入→効果検証→導入拡大が必要と感じます。</p>	<p>ご意見について、参考とさせていただきます。</p>

(7) 鳥獣保護管理事業計画、各計画の6つの計画（骨子案）に共通すること<<3件>>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>他部署の県民意見募集と重なる中で、当該計画6案件、資料総数150ページを超える意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。期間の延長又は募集期間内意見を反映させた資料を再提示の上で意見募集の再実施を求めます。またこの時期に意見募集期間を設定した理由を明示願います。理由が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の案件集中」は必須と言う事になりますので、パブリック・コメントを実施するための恒久的対策の実施をお願いします。</p> <p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接も意見聞き取り等の実施をお願いします。</p>	<p>意見の募集の実施方法や期間等については、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づいて行っています。</p> <p>計画の策定に当たっては、パブリック・コメントの他に、市町や関係団体等の意見聴取をするとともに、学術経験者や関係団体等で構成する審議会での審議を行うなど、幅広く県民の皆様や関係者の意見を聴いており、意見の募集期間の延長やパブリック・コメントの再実施は考えていません。</p>
<p>パブリック・コメントの実施について、県行政として「年末年始を含む期間の回避」「年末年始を含む場合の期間延長」「案件集中の回避」について何らかの対応がなされたかどうか明示願います。対応が無かった場合は対応非実施の理由を明示願います。</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例から、「県の条例に沿って1ヶ月実施している」と言うのは返答に値しません。</p>	

<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったか、後々「広報が十分なされたか」を判断するためにも、県のHPでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたか「具体的（媒体、掲載日、大きさ）」を掲示願います。</p> <p>前述意見に対するご返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのかご判断の上明示願います。意見募集の結果（人数・件数）の明示ではなく「広報が十分に実施されたかどうかの判断（十分・不十分）を明示願います。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、1月5日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、県ホームページに掲載するとともに1月11日の中国新聞及び山口新聞の紙面で実施に係る広報を行い、県民の皆様への周知に努めました。</p>
---	---